自主的避難等対象区域(郡山市)に居住していたところ、申立人母(原発事故当時妊娠中であり避難先で第二子を出産。)及び未成年の子ども1名が東京都内に避難し、申立人父が郡山市内に継続して生活した申立人らについて、平成25年3月に自宅に帰還するまでの避難費用(避難交通費、引越関連費用、一時帰宅費用)、生活費増加費用(家財道具購入費、二重生活費増加分)等のほか、子ども2名に対する避難雑費(子ども1名につき月額2万円)が賠償された事例。

# 和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4(併せて、以下「申立人ら」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

## 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記期間(「年月日」を含む。以下、同様とする。)に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

## 損害項目及び期間

- 1 平成23年分
  - (1) 生活費増加費用及び移動費用 (平成23年3月11日~平成23年12月末日)
  - (2)精神的損害

(平成23年3月11日~平成23年12月末日)

- (3) ガイガーカウンター購入費用 (平成23年8月16日)
- 2 平成24年以降分
  - (1)避難費用(交通費)

(平成25年3月26日)

(2)避難費用(引越関連費用)

(平成25年3月26日)

- (3) 生活費增加費用(家財道具購入費用) (平成24年1月1日~平成24年4月末)
- (4) 生活費増加費用(二重生活増加費用)

(平成24年1月1日~平成25年3月26日)

- (5) 生活費増加費用 (面会交通費) (平成24年1月1日~平成25年3月26日)
- (6)一時帰宅費用

(平成24年1月1日~平成25年3月26日)

(7) 避難雜費

(平成24年1月1日~平成25年3月26日)

#### 第2 和解金額

被申立人は、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立 人らに対し、金349万9050円の支払義務があることを認める。

### (内訳)

- 1 平成23年分
  - (1) 生活費増加費用及び移動費用

金124万円

(2)精神的損害

金64万円

(3) ガイガーカウンター購入費用

金6万3800円

2 平成24年以降分

(1)避難費用(交通費)

金8350円

(2)避難費用(引越関連費用)

金1万3000円

(3) 生活費增加費用 (家財道具購入費用)

金20万円

(4) 生活費增加費用 (二重生活增加費用)

金45万円

(5) 生活費增加費用(面会交通費)

金8万3500円

(6) 一時帰宅費用

金20万0400円

(7) 避難雑費

金60万円

## 第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第2項記載の金員のうち、金188万円を支払済みであることを確認する。

第4 支払方法

(省略)

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第6 清算

申立人らと被申立人は、第1記載の損害項目(第1記載の期間に限る。) について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力は及ばず、申立人 らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和元年6月20日

(仲介委員 森 哲也)